

御宿町商工会ホームページ運営規程

(目的)

第1条 この規程は、御宿町で事業を営む事業者を対象に効率の良い広告メディアを提供することにより、町並びに町内事業者の発展と地域振興に資するための御宿町商工会ホームページ（以下HP）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、御宿町商工会（以下、商工会）が運営するHPの利用者（以下、掲載店）と商工会の一切の關係に適用する。

2. 本規程は、掲載店が商工会に対して情報の掲載を申込んだ時から、情報の掲載を終了するまで適用する。

(掲載店の資格)

第3条 掲載店は、商工会の地域内に事業所を有する商工業者であり、御宿町商工会員とする。ただし、会長が認めたときは、この限りではない。

2. 商工会の地区内において事業所を廃止又は閉店した掲載店及び地区外への移転をした掲載店又は、商工会を脱会した掲載店はHPから情報を停止又は削除するものとする。

(情報の掲載)

第4条 掲載店は、この規程を承認のうえ、掲載情報及びその他の必要事項（以下「申込掲載情報」という。）を、所定の様式により商工会に申込むものとする。

2. 商工会は原則として申込掲載情報をそのままHPに掲載する。

(情報の変更、停止)

第5条 掲載店は、自己の申込掲載情報について、その一部又は全部を変更、停止することができる。

2. 掲載店は、申込掲載情報を変更、停止する場合は、文書で商工会へ届け出るものとする。

3. 前項の届け出を行わなかったことにより掲載店が損害を被った場合には、商工会はその責任を負わないものとする。

4. 掲載店は、本HPへの質問等に対して責任ある対応をするものとする。

5. 本HPの活用は、掲載店の裁量によるものであり、商工会は関与しない。

6. すべての掲載記事の内容に関する一切の責任は、掲載店自身が負うものとする。

(申込掲載情報の禁止・制限・削除)

第6条 商工会は、HP画面への申込掲載情報が次の各号の一に該当又は該当する恐れがあると認めたときは申込掲載情報を禁止、制限、削除することができる。

(1) 最上級表現、優良・有利誤認を招く恐れのある誇大広告記事。

(2) 法令・条例、または公序良俗に反する記事。

(3) 政治的活動又は宗教活動に関する記事。

(4) 人権を侵害する恐れのある記事。

- (5) 他人の財産およびプライバシーを侵害する記事。
- (6) 第三者の著作権、肖像権、その他の権利に該当する記事。
- (7) 他人の名前その他の情報を不正利用する記事。
- (8) 選挙運動・無限連鎖講・マルチ商法、またはこれらに類似する記事。
- (9) 掲載者への迷惑メール。
- (10) 本HPを私物化する記事（一部の人にしか理解の出来ない言葉の使用も含む。）
- (11) 本HPの運営に支障をきたす記事。
- (12) その他、当商工会が不適切と判断する記事。

(HPの変更)

第7条 商工会は、掲載店に通知することなくHPのデザインやシステム等を変更することができる。

(HPの中断)

第8条 商工会は、次の各号の一に該当する場合は、掲載店に事前に通知することなく一時的にHP掲載の一部又は全部を中断することができる。

- (1) HPのシステムの保守点検や修理を行う場合。
- (2) 停電又は天災等の不可抗力によりHPの掲載が不可能となった場合。
- (3) 前各号に規定する場合のほか、会長がやむを得ないと認めた場合。

(損害賠償責任)

第9条 掲載店は、この規程に違反し、又は情報を掲載することに関して、商工会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2. 掲載店は、このHPに情報を掲載することに関して、第三者との間で問題が発生した場合には、掲載店自身で速やかに解決するものとし、商工会に損害を与えることがないようにするものとする。
3. 商工会は、HPの変更、中止、中断及びHPに情報を掲載することに関して、掲載店及び第三者が損害を被った場合においても、いかなる責任及び一切の損害賠償の義務も負わないものとする。

(規程の変更)

第10条 商工会は、掲載店の承諾を得ることなくこの規程を変更することがあり、掲載店は変更後の規程の適用を受ける。

2. この規程の変更は、HPにより随時提供するものとする。

(附則)

この規程は、平成26年4月19日から施行する。